

星城大学後援会会則

(名称)

第 1 条 本会は星城大学後援会と称する。

(事務所)

第 2 条 本会の事務所は星城大学内に置く。

(目的)

第 3 条 本会は星城大学教学方針に則り、その発展に貢献し、併せて地域社会との協力関係の促進に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学生に対する奨学事業の助成
- (2) 星城大学の教育研究活動の助成
- (3) 地域社会との交流、地域における教育事業の計画ならびに実施
- (4) その他本会の目的を達成するための事業

(正会員)

第 5 条 つぎの各号の一に該当するものを正会員とする。

- (1) 普通会员 本学在学生の保護者
- (2) 特別会員 本学の教職員のうち会長より指名された者

(準会員)

第 6 条 つぎの各号の一に該当するものを準会員とする。

- (1) 法人会員 本会の趣旨に賛同する法人
 - (2) 個人会員 本会の趣旨に賛同する個人
- 賛助会員 本会の趣旨に賛同する法人・個人

(役員)

第 7 条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-----|--------|
| 会長 | 1 名 |
| 副会長 | 10 名以内 |
| 評議員 | 20 名以内 |
| 監事 | 2 名 |

- (1) 会長、監事は総会で正会員より選出する。
- (2) 副会長、評議員は会長が正会員より委嘱する。

(役員の仕事)

第 8 条 会長は会を代表し会務を統括する。

副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会務を代行する。

評議員は会に関する事項を審議し会務の執行を決定する。

監事は会の会計及びその他の事務を監査する。

(役員の仕事)

第 9 条 役員の仕事は 4 年とする。ただし再任を妨げない。

役員に欠員が生じた場合は補充する事ができる。その仕事は前任者の残余期間とする。

(顧問、相談役)

第 10 条 本会に顧問、相談役を置く事ができる。
選任については会長が正会員、準会員より委嘱する。

(会議)

第 11 条 会議は正会員による総会、役員会とし必要に応じ臨時総会を開く事ができる。
会議の議長は会長がこれに当たる。
総会は毎年 1 回開催し、会務の報告及び予算、決算の決定承認を行う。
役員会は随時開催し本会の運営、執行に当たる。

(会議の議決)

第 12 条 会議の議決は正会員の出席者過半数の賛成により成立し、可否同数の場合には議長の決するところによる。

(運営)

第 13 条 本会の事業は会費及び寄附金その他の収入をもって運営する。

(附属組織)

第 14 条 前第 4 条の事業〔特に、地域社会との協力関係の構築を行う諸事業の計画〕を推進するための組織として、準会員相互交流の会「星友会」を置く。

(会費)

第 15 条 本会の会費は次の通りとする。

正会員	個人会員	年会費	10,000円
	特別会員	免除	
		ただし特別な事由があるときは本会費を免除することができる。	
準会員	法人会員	年会費	30,000円
	賛助会員	年会費	10,000円
	個人会員	免除	

(会計年度)

第 16 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(会則変更)

第 17 条 本会則の変更は総会に諮り決定する。

(雑則)

第 18 条 本会則にかかわる実施細則については別に定める。

附則	この会則は平成 7 年 6 月 28 日より施行する。
附則	この会則は平成 9 年 10 月 12 日より施行する。
附則	この会則は平成 11 年 10 月 10 日より施行する。
附則	この会則は平成 14 年 4 月 1 日より施行する。
附則	この会則は平成 15 年 9 月 28 日より施行する。